（郵便規則第二十四條ニ依リ第三種郵便物ノ認可アリ）　（本號六頁）

（日曜日休刊）（定價金三錢）

# 時事新報

第千二百六十三號　明治十九年四月三十日　金曜日　舊丙戌三月廿七日（庚申）

日出午前五時十一分　入午後六時四十四分
月　入午前三時五十五分　出午前三時著十分
滿潮午後二時三十八分　入午後三時十分

（西暦一千八百八十六年）

## 時事報報

活眼を開て商機の乘ずべきを見よ

日本の人民と古來武斷專制の治下に生息したると以て政府とさへ云へば未だ其性質を探究するに遑あらずして免ざれを怖るべく疎んぜべきものと爲さ政府と觀るみと猛虎と一般信ぜべからず近づくべからざるものと心得たり左ればわや國民中最も多くれ金錢と運轉をる商業者及び工業者の如きは最も政府を怖れ最も政府を忌み只管政府の眼界より遠ざからんとと勉めて爲さる所あり有樣なりし此習俗は明治維新の後といへども容易に洗脫すべかゝき普通の人民と明治政府を觀ること猶ほ德川政府に於けるが如くし其間毫も異同あることなし彼の金札の如き公債證書の如き假令其名は如何樣にても其實は曾御用金の一種なりとして敢てこれを信と措くもれおかりし殊に其事相の著まく世人の眼に映せしは明治十一年政府が軍面千二百五十萬圓の起業公債と募集まる時に在り此公債は明治政府が始めて其信用を國民に試みたるものにして其結果は意外に不十分なるものなりし我輩の不十分と稱するは此公債の全額を募集するみと能はざりしと云ふ意味なれば巧ふ公債は固より數を盡してこれを賣り却て應募輩の多くに困しみしはどありしかなるとも其應募に至るまでの手續の甚ざ困難にして所謂縣令の御說諭などいふやうなる理解の範圍外に在る種々の力と集合して纏りに此結果を得たるが如き實跡あり之を云ふあり左れば此公債は年六分利付にて額面百圓と八十圓にて賣出したるもれるに市場賣買の實價は日々ゐ下落し一時と六十圓をくゝりたる事さへ有りし此時或る老練ある商人の言ふ政府より御用金と仰付られくも致方なき譯なるに相當の代價を以て公債證書を買取れとの御慈悲の御沙汰に等で違背仕るべき併しみがら元來商家と申すものは性はしく資本と運轉し一日の油斷なく商賣取引して家を立つるものなれば公債證書の如き商賣取引の勞なく坐して一定の收入と得るものを所持し居りて第一商家の本色と違ふのとならず子弟を導いて遊惰奢逸れ風を成さしむる其弊害寡少て云ふべからず依て金錢上の損得は兎も角も聽憲の公債全額を整して證書受領の即日に賣拂ひ價の高下を論ずべからず是即ち商人の樂なりと云ひたることゆり之此人の言は全く商業の理論上より說を立てたるものあれ共公債と忌ひの理由中ふは商業の理論外に恐らくは政府と信用せざる古臭味の元素とも義分か含み居たるに相違ゐらんそは兎も角も當時國民の氣風大抵皆斯る有樣ありしがゆゑゐ全國の貴本家が其資本の使用法と云ふは唯其資本を自分の運轉して商工業と營ひより外に工風なく隨て時に衝當の喜ぶたる場合に當て之極めて稀有なる商業又は機會の工業にても是即ち商人の運命ありと先祖の遺訓ありと仮令金と利と見ざるの商賣ゐても坐食の譬多くには辭れりとて強ひて其商工業を維持したるなり故ゑ斯る不規則奇妙なる商賣社會ゐ存て尋常一樣十呂盤玉の勸定と根據にして商工の業と營まんともる眞成の有爲者い滿地の荊棘手と下ざすべき所なく唯ざ他の理財法即外れ現像を傍觀して運呼咄々怪事と云ふの外なかりき

然るに時勢忽ち一變し人民は最早政府と怖れざるのあらず又大にこれを信じ政府の約束ハ山よりも重しと考ふまれと疑ふ者さへなし此際恰かも通貨減縮紙幣復價の作用の爲ゑに全國の諸業大不景氣を呈し何商賣とまて損を爲さるはなく何人として信を措くべきいなく工場は閉ざし金融は塞がり資本家は唯ざ金と抱ふて途方に暮るゝのみ是に於てか安利ながらも公債證書を買て萬全坐食の計を爲すの風全國の商工社會と吹き靡かま年六分利付起業公債れ如き顧面有圓の市價七十圓より八十圓九十圓を超へ今ハ既に百七八圓の聲と聞くに至りたり實に驚くべ玄變化とゝふべき我輩驚と全國商工家の今の有樣と察するに一國に不景氣の災難に懲りて商工家固有れ膽力と失ひ戰々兢々唯其資產減縮と恐れて坐して公債證書れ利子と衣食するの恥辱と顧みる之遠あふず偶ま天の一方に商況回復の兆候ありるを認むるも險と冒してこれ赴くれ決心なく萬一と俛俛して再び膺を噛ひの悔と招くべからず危きゐ近寄ふざるは商家の本色あり先祖ゐ奉ずるの道ありと子弟と戒めて廬中に閉居し一家團坐南無公債證書大菩薩の神前に歸命頂禮して他念なき者滔々たる商工社會皆是なり是に於てか世間幾多れ有利事業あるもれと顧みる者なく不景氣の積陰中漸く既に一陽來復の信兆あれども春待の準備に着手もる者もなく慮ふ痛商人の恐怖心は到底十呂盤玉の勸定と以てゐれと融解するの工風なきまでに固着したるがゆゑゐ今の商工社會の不規則ある尋常理財の法則を以て糺すべからざるれ現像甚ざ多し是即ち眞成ある有爲者の利ゑて以て大に富と作るの機會ゐ去て決して空なゐ看過すべからざるものあり世人不景氣と呼べど吾れも亦不景氣と應へ世人公債證書と買へば吾れも亦ゐれと買ひ來來暑往遂に個の商機れ乘ずべ玄ものなしと信ゑて疑いざるが如きは我輩が有爲者れ爲めゐ取らざる所あり

## 官報

駿華族世襲財產法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九年四月二十八日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

○勅令第三十四號

華族世襲財產法

第一條　華族戶主滿二十年以上ノ者ハ此法ニ依リ世襲財產ヲ創設スルコトヲ得但滿二十年以下ノ者ト雖モ前代戶主ノ遺言アルトキハ世襲財產ヲ創設スルコトヲ得

○第二條　世襲財產ハ總テ家督相續ヲ以テ相續セシムルモノトス○第三條　世襲財產ハ左ニ揭グル所ノ二類ニ限ル但第十五國立銀行株券ハ第二類ニ準ス世襲財產トスコトヲ得」第一類　田畑山林宅地鹽田牧場漁猟等」第二類政府發行ノ公債證書又ハ政府ノ保證若クハ特別ノ監督ニ屬スル銀行若クハ會社ノ株券」○第四條　世襲財產ハ前條二類中ノ一種又ハ數種ニノ其總額毎年金五百圓ニ下ラザル純收益ヲ生ズル財產タルベシ但其財產中收益ナキ地所ヲ加フルモ妨ゲナシ○第五條　世襲財產ノ所有者ハ特ニ世襲スベキ建物庭園圖書寶器等ヲ以テ世襲財產附屬物ト爲スコトヲ得○第六條　負債償却ノ義務アル財產ハ世襲財產及ビ附屬物ト爲スコトヲ得其財產ヲ增加スルコトヲ得○第七條　世襲財產ノ所有者ハ宮內大臣ノ認可ヲ得テ第二類ノ財產ヲ更換シテ第一類ノ財產ト爲スコトヲ得ズ○第九條　第一類ノ財產若シ災害又ハ其他ノ事故ニ依リ第四條ノ制限額ヨリ減少タルトキハ充箇年以內ニ其缺額ヲ補充スベシ○第十條　第二類ノ財產其元金ノ仕拂ヲ受ケタルトキハ一箇年以內ニ第一類又ハ第二類ノ財產ヲ以テ其缺額ヲ補充スベシ○第十一條　世襲財產ノ所有者ハ其財產ノ純收益ヲ抵當トシテ負債ヲ爲スコトヲ得但毎年其純收益ノ三分一以上ノ償却ヲ爲スベキ義務ヲ負擔スルコトヲ得ズ○第十二條　世襲財產ノ純收益ハ如何ナル場合ト雖モ債主ニ對シ毎年其三分一以上ヲ差押フルコトヲ得ズ○第十三條　世襲財產及ビ附屬物ハ之ヲ賣却讓與シ又ハ質入書入ヲ爲スコトヲ得ズ○第十四條　世襲財產及ビ附屬物ハ負債トシテ差押フルコトヲ得ズ○第十五條　世襲財產ハ左ノ場合ニ於テ其効力ヲ失フ者トス一　戶主死亡後家督相續スベキ男子ナキトキ　一番ヲ奪ハレ又ハ族ヲ除カレ家督相續者ナキトキ　一第九條第十條ニ揭ゲタル缺額ヲ其期限內ニ補充セザルトキ　○第十六條　世襲財產及ビ附屬物ハ其所有者ニ於テ之ヲ廢止スルコトヲ得ズ○第十七條　世襲財產ハ宮內大臣之ヲ管理シ華族局ヲシテ其事務ヲ取扱ハシムル○第十八條　華族局ハ世襲財產臺帳ヲ備ヘ置キ世襲財產及ビ之ニ關スル事項ヲ記入スベシ○第十九條　世襲財產ヲ創設增加更換又ハ補充セントスル者ハ其願書ニ財產目錄ヲ添ヘ宮內大臣ニ差出シ其認可ヲ受ベシ世襲財產附屬物ヲ設ケントスル者亦同ジ○第二十條　宮內大臣ハ前條ノ願書目錄ヲ審査シ第一類ノ財產及ビ第二類ノ公債證書ハ所轄ノ地方廳ニ命シ株券ハ銀行若クハ會社ニ命シ之レヲ公告セシムベシ　世襲財產附屬物ハ華族局ニ於テ之ヲ公告スベシ○第二十一條　前條公告ヲ了リタル後三十日ヲ經テ該財產ニ關シ故障ヲ申出ル者ナキトキハ宮內大臣ハ世襲財產臺帳ニ記入セシメ認可證ヲ下付シ第一類ノ財產ハ所轄ノ地方廳ニ命シ地券臺帳ニ記入セシメ第二類ノ公債證書ハ所轄ノ地方廳ニ命シ公債簿ニ記入セシメベシ第二類ノ公債證書ハ所轄ノ地方廳ニ線券ハ銀行若クハ會社ニ命シ帳簿ニ記入セシムベシ　華族局ニ於テハ該地券又ハ公債證書若クハ株券ノ券面ニ世襲財產ト爲リタル旨ヲ記入スベシ○第二十二條　世襲財產其効力ヲ失ヒタルトキハ宮內大臣ヨリ地方廳又ハ銀行若クハ會社ニ命シ之レヲ公告セシムベシ　世襲財產附屬物ハ華族局ニ於テ之ヲ公告スベシ○第二十三條　第二十條及ビ第二十二條ニ關スル公告費用ハ其財產所有者ヨリ之ヲ華族局ニ納ムベシ○第二十四條　世襲財產ニ關スル事件ヲ協議スルカ爲メ戶主及ビ滿二十年以上ノ相續者若クハ後見人ト親屬三名以上トヲ以テ親屬會議ヲ組織シ傳メ宮內大臣ニ屆出ヘシ但親屬ナキトキハ宮內大臣ノ認可ヲ得テ一族又ハ他ノ華族ヲ以テ親屬會議員ニ充ルコトヲ得○第二十五條　世襲財產ニ關スル願書届書ハ親屬會議各員ノ連署ヲ要ス○第二十六條　此法施行ノ手續ハ宮內大臣之ヲ定ム○第二十七條　此法ハ明治十九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○官吏到着　大坂控訴裁判所長兒島判事、廣島始審裁判所長判事波多野敬直、福岡始審裁判所長判事進士八、神戶始審裁判所長判事高木勤、熊本始審裁判所長判事平山能忍、山口始審裁判所長判事古莊一雄、松山始審裁判所長判事昌谷千里、大津始審裁判所長判事松本正忠、金澤始審裁判所長判事中島信近、靜岡始審裁判所長判事安原吉政、和歌山始審裁判所長判事吉永成德、岡山始審裁判所長判事平川光伸、鳥取始審裁判所長判事池上重清は一昨二十七日京都始審裁判所長判事山根秀介は昨廿八日就モ上京セリ　（以上二件本年四月二十九日官報）

## 寄書

本邦志士の學術研究の爲め歐米に留學セるもれ其評して他日彼が學術は疑がひなき云ふ殖產ゐ稱あるは蓋ざ劣ゐ

○郵便爲替の助を假ざる可不便に出遇ふと郵便局に來りてくれば一切受付ず足を勞するが地を與へ度候也

○洋服者のお辭するに手を膝れらるゝ風は甚ぬい尙ほ更ら見苦ぬまでも少しく

○醫者の不養生會へ出席しく立兄洋服と人民に付の羽織黃八丈

○鐵道運賃扱居候が其內鐵不過他い曾利根鉄道と充分利用する事と存候

○一枚の時事新間の汽車にて御新報と眞中より ちそれと讀終り とると見受けた 良法と存し一寸

○郵便切手賣下のなき所往々と 合せるも向ふ横 とか何んとか云 得ざるとあるは に近接なる所へ

○日本電話機の機を製造したるが成れるマグチッ年間新聞雜誌等いるゝの景況と著きを感ぜ稍京府下赤坂裏町使用もべ兄イン を作りと之を局內 果と得たり其後 現今尙ほ之と使 （十八哩）及東京 たるに元來電信 ション即ち誘導 と不愉快なる音 聲音と抹殺して 斯く電話機の作 に十七年十一日 箇所へ架設した 之一線にて該話